第1章

計画の策定にあたって

1 計画の基本理念、基本目標

中野区では、区民の誰もが、心身ともに健やかで、個人としての尊厳が保たれながら、自立した生活を営めるまち「健康福祉都市なかの」の実現を目指して、2004年3月に健康福祉都市宣言を宣言しました。

「中野区健康福祉総合推進計画」は、区が区民とともに目指す「健康福祉都市なかの」の実現に向けて、理念や基本目標、取組内容等を区民の皆さまにお示しし、中野区における健康福祉を計画的に推進していくことを目的としています。

(1) 実現を目指す「健康福祉都市なかの」のまちの姿

区民のだれもが、心身ともに健やかで、
　　個人としての尊厳が保たれながら、自立した生活が営まれるまち
そのために必要な保健福祉のサービスが、
　　公私のパートナーシップに基づいて地域で総合的に提供されるまち

(2)「健康福祉都市なかの」4つの理念

「健康福祉都市なかの」は、以下の4つの理念によって形づくられています。

- 人間性の尊重と権利の保障

  高齢者、障害のある人、子どもをはじめとしたすべての区民の人間性が尊重され、権利が守られ、その人らしく生活できる地域社会であること

- 個人の意思と自己決定の尊重

  区民一人ひとりが、自らの意思に基づいた選択や自己決定が尊重される地域社会であること

- 自立生活の推進

  区民の誰もがいつまでも健康で、一人ひとりが持っている能力を十分に発揮しながら自立した生活が営める地域社会であること

- 区民参加、区民と区の協働による地域保健福祉の推進

  区民や町会・自治会等の地域団体、保健福祉サービスの提供事業者、非営利活動団体、関係団体、区など、さまざまな主体が適切な役割分担のもとで、連携、協働する地域社会であること

（3）「健康福祉都市なかの」を実現するための4つの基本目標

基本目標については、前期計画の方向性を継承しながら、地域共生社会*の実現に向けた視点をより明確にするため、その内容を見直し、「中野区健康福祉総合推進計画」及び「地域福祉計画」の4つの基本目標を定めます。

基本目標1　誰もが安心して暮らせる地域共生のまちづくり

誰もが地域や様々なコミュニティとつながりを持ちながら安心して暮らせる地域社会を目指します。

多様性を認め合い、ゆるやかなつながりや居場所を持つことができる環境づくりを進めるとともに、地域活動への参加や担い手づくりを通じて、支えあいの基盤となる地域づくりを推進します。

基本目標2　誰ひとり取り残さない包括支援体制づくり

誰もが必要な支援につながることができる地域社会を目指します。

複雑化・複合化した地域生活課題に対応するため、断らない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に進めるとともに、多機関協働やアウトリーチ*を通じて包括的な支援体制の充実を図ります。

基本目標3　複雑化・複合化した課題を抱えた人への支援の充実

制度の狭間にある課題や複雑化・複合化した課題を抱えていても、地域で暮らし続けることができる地域社会を目指します。

本人の意思や希望を尊重しながら、多様な課題に対応し、地域とのつながりや役割を持ちながら安心して暮らせるよう支援します。

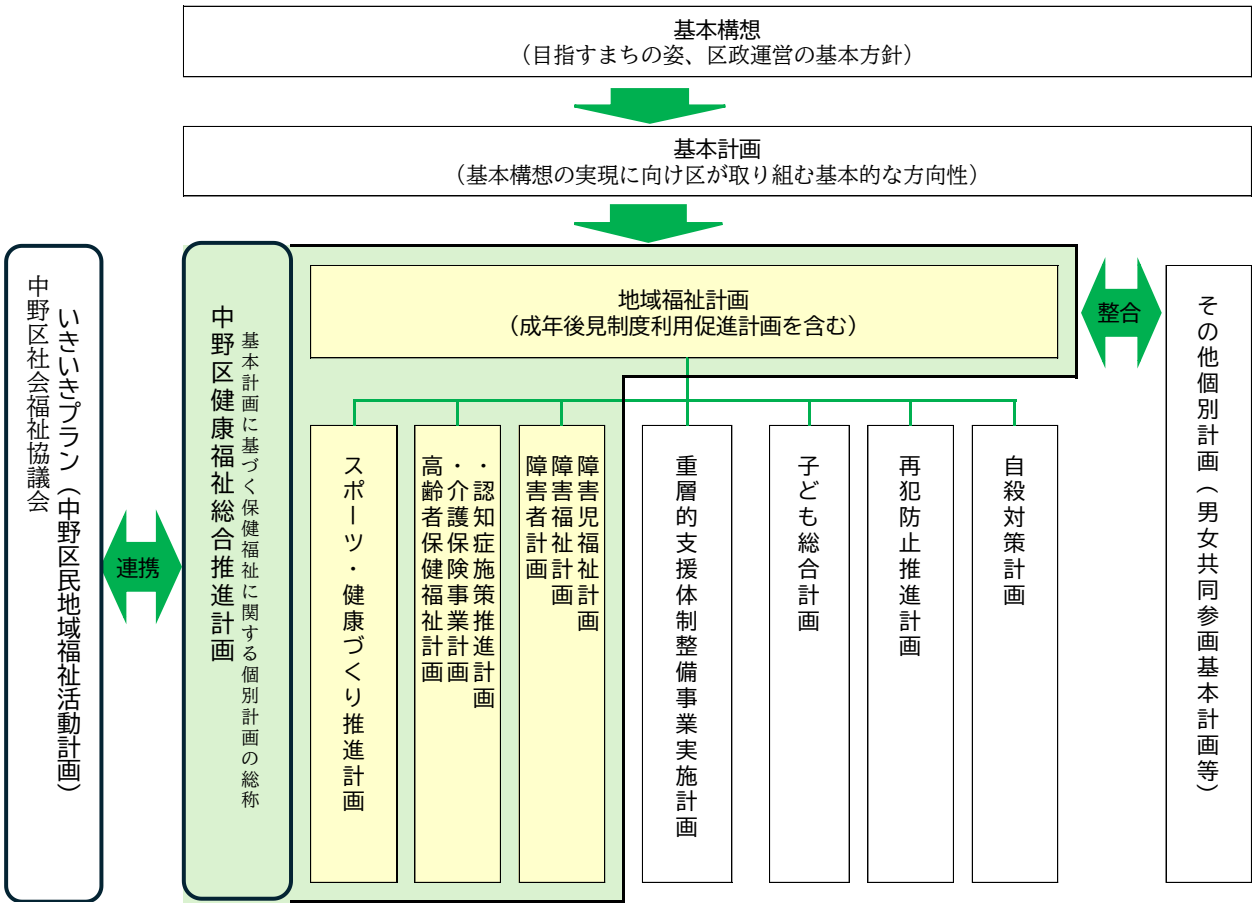
基本目標4　権利擁護を基盤とした地域福祉の推進

誰もが尊厳を保持し、本人の意思に基づいて安心して暮らし続けることができる地域社会を目指します。

権利擁護支援や成年後見制度*の利用促進を図るとともに、意思決定支援*を重視した支援を推進します。また、身寄りのない高齢者等への支援の充実を図り、地域全体で支える仕組みづくりを進めます。

2 計画の位置付け

中野区健康福祉総合推進計画は、区政全般にわたる総合的な計画として定めた「中野区基本計画」に基づく健康福祉に関する個別計画であり、8つの計画を包含する総合的な計画として位置付けます。



社会福祉法第107条に規定された地域福祉計画は、高齢者、障害者、子ども・子育て等の各分野別計画に共通する事項を定める、福祉分野の上位計画です。中野区地域福祉計画では、「健康福祉都市なかの」の実現を基本理念に掲げ、地域共生社会の実現を目指します。高齢者、障害者、子ども・子育て等の個別計画との整合を図りながら、分野横断的な施策を推進し、包括的な支援体制の整備や地域づくりを進めます。

【計画の根拠法令】

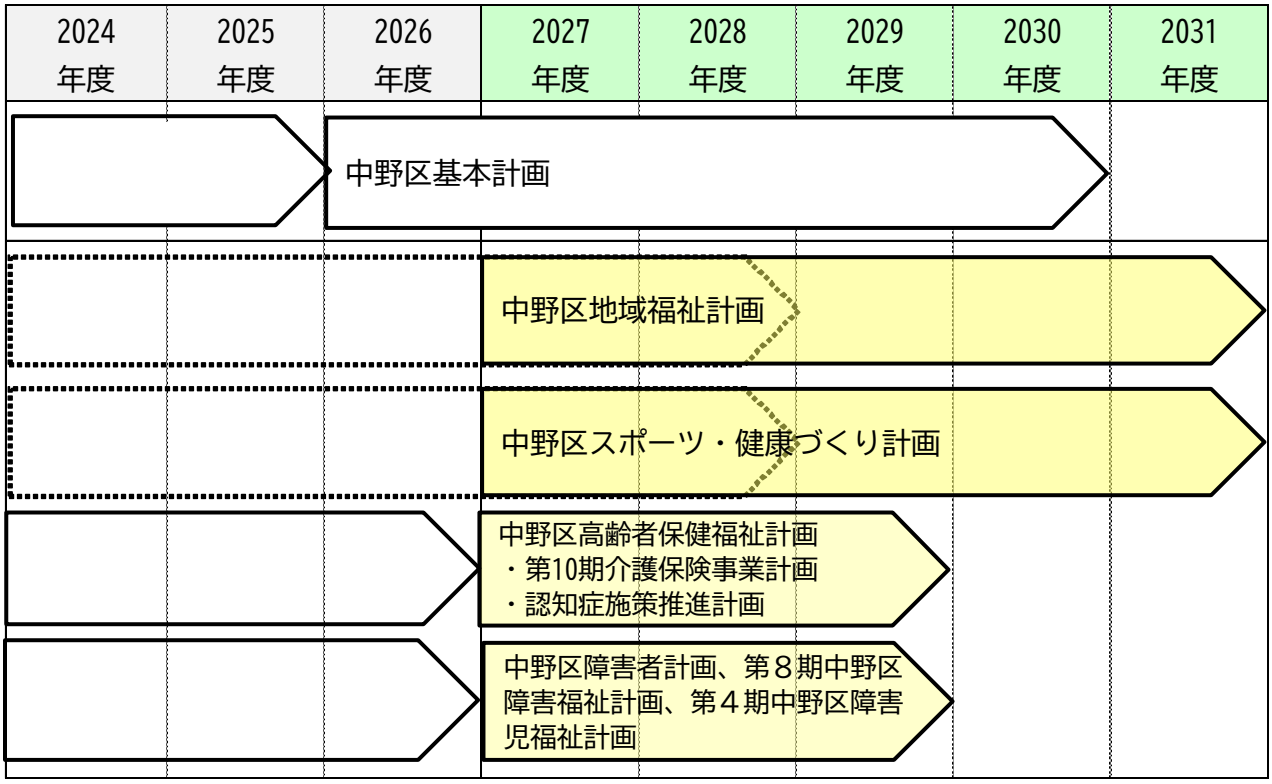
計画名	法令上の名称	根拠法令
中野区地域福祉計画	市町村地域福祉計画	社会福祉法第107条
	成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条
中野区スポーツ・健康づくり推進計画	地方スポーツ推進計画	スポーツ基本法第10条
	市町村健康増進計画	健康増進法第8条
	市町村食育推進計画	食育基本法18条
中野区高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 ・認知症施策推進計画	市町村老人福祉計画	老人福祉法第20条の8
	市町村介護保険事業計画	介護保険法第117条
	市町村認知症施策推進計画	共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条
中野区障害者計画	市町村障害者計画	障害者基本法第11条
中野区障害福祉計画	市町村障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条
中野区障害児福祉計画	市町村障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20

3 計画の期間

中野区健康福祉総合推進計画は、2027年度から2031年度までの5年間を計画期間とします。

前期の中野区地域福祉計画、中野区成年後見制度利用促進計画及び中野区スポーツ・健康づくり計画は、2024年度から2028年度までの5年間の計画期間としていましたが、中野区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、中野区障害者計画、中野区障害福祉計画及び中野区障害児福祉計画の改定と合わせて、今回見直しを行い、2027年度から2031年度までの5年間の計画として改定します。

今回の改定にあたり、地域共生社会の実現に向け、権利擁護、相談支援、生活支援及び地域の支援体制づくりを一体的に推進するため、中野区成年後見制度利用促進計画は、中野区地域福祉計画に包含しました。また、地域包括ケアシステム*の深化・推進や持続可能な介護保険制度の運営、認知症施策をより総合的に推進するため、中野区認知症施策推進計画は、中野区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と一体的に策定しました。



4 計画とSDGsとの関係

2015年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」と、その中核となる「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年9月に国連で採択された国際目標で、「誰一人取り残さない」を理念に、17の目標（ゴール）と169のターゲットを定めています。

「中野区健康福祉総合推進計画」は、この理念や方向性と共通するものであり、各個別計画の取組を推進することが、SDGsの推進にもつながります。



5 計画策定の経過

中野区健康福祉総合推進計画の策定に当たっては、2025年9月から12月にかけて、地域福祉に関する意識や福祉サービスへの意向を把握するため、区民等を対象としたアンケート調査を実施し、ニーズや課題の把握に努めました。

また、学識経験者、保健医療・社会福祉・スポーツ団体関係者及び区民で構成される区長の附属機関である「中野区健康福祉審議会」において、保健医療、社会福祉及び健康増進に係る計画に関する事項等について調査審議を行い、「中野区健康福祉総合推進計画」に盛り込むべき基本的な考え方についての答申を受領しました。

さらに、計画案に区民等の意見を反映するため、意見交換やパブリックコメント手続を実施します。

6 計画の進行管理

中野区健康福祉総合推進計画に掲げる施策及び取組については、PDCAサイクルに沿って、定期的に施策の進捗状況を確認したうえで評価・点検をし、必要に応じて事業内容の見直しを行います。また。進捗状況等については「中野区健康福祉審議会」に報告するとともに、区民に公表しながら進めます。

